

証券コード 3319
平成28年3月15日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門三丁目4番8号
株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
代表取締役社長 石坂 信也

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月29日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月30日（水曜日）午後1時
2. 場 所 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー7階
泉ガーデンコンファレンスセンター ROOM 1・2
3. 目的事項
報告事項
 1. 第17期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

●ご出席にあたって

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

●インターネット開示について

下記①、②の事項については、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には掲載しておりません。お手数ながら当社ウェブサイトよりご確認くださいようお願い申し上げます。

① 連結計算書類の連結注記表

② 計算書類の個別注記表

また、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

<当社ウェブサイトURL>

<http://company.golfdigest.co.jp/ir/>

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成27年1月1日～平成27年12月31日）における経営環境は、政府の経済政策や日本銀行の金融緩和策の継続等により緩やかな回復基調にあるものの、中国をはじめとする新興国経済の減速の影響が輸出・生産面に見られました。また、国内雇用環境の改善傾向は続き大手企業でのベースアップ復活等消費マインドの改善傾向も見られましたが、個人消費の回復力は期待されるほどには伸張せず推移しております。

インターネットを取り巻く環境は、スマートフォンやタブレット等のモバイル端末の普及を受け、Eコマース市場やインターネット広告市場、その他関連サービス市場等が引き続き拡大・成長を続けております。これに伴い、ゴルフ市場における一般消費者の需要スタイルもモバイル端末の普及の影響を反映し、大きく変化しております。

このような環境下、当社グループでは、当期の基本方針「原点回帰 ゴルフの裾野拡大、気軽にゴルフを楽しめる環境づくり」を実現すべく、当社グループの強みであるお客様データの分析力を活用し、お客様の需要に合った利便性と付加価値の高いサービス提供を行ってまいりました。特に普及の進むモバイル端末向けサービスの拡充に注力し、お客様の利便性を高めるためのサービス強化等に取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高18,046百万円（前期比12.6%増）、売上総利益7,372百万円（前期比13.4%増）、営業利益828百万円（前期比86.7%増）、経常利益816百万円（前期比86.7%増）、当期純利益430百万円（前期比138.3%増）となり、売上高を含む各段階利益全て過去最高の業績を記録しました。

主要事業部門別の業績は、次のとおりであります。

『リテールビジネス』

当連結会計年度における当事業部門の業績は、売上高12,449百万円（前期比12.8%増）、売上総利益2,873百万円（前期比22.0%増）となりました。

当期も引き続き、スマートフォンの画面の見やすさ、サービスの使い勝手の向上等、お

お客様のスマートフォンを通じたサービス体験が、ストレスのない充実したものとなるようモバイル端末向けサービスの改善・強化を行ってまいりました。このことが、モバイル端末を経由した受注数を大幅に伸ばすという成果につながっております。また、取引データの分析結果を活用し、お客様のニーズを的確に捉えたタイムリーな商材の確保と品揃えの充実を実現することで、利益率を維持しながら売上拡大ができました。この結果、売上高および売上総利益は2期連続で二桁成長となりました。

『ゴルフ場ビジネス』

当連結会計年度における当事業部門の業績は、売上高4,715百万円（前期比14.8%増）、売上総利益3,850百万円（前期比10.3%増）となりました。

スマートフォンアプリを中心に継続して取り組んでいるモバイル端末向けサービスの強化、モバイル端末利用者向けのマーケティング強化等が奏功し、モバイル端末を経由したビジター数は大幅に増加しました。また、他企業との提携による予約枠販売チャネルの拡充等により、新規顧客を開拓することができた結果、ゴルフ場送客人数は引き続き拡大しております。また、事前決済型予約サービスが引き続き好調に推移し、天候の影響を受けにくい収益モデルとして売上に貢献しました。

『メディアビジネス』

当連結会計年度における当事業部門の業績は、売上高812百万円（前期比2.0%増）、売上総利益618百万円（前期比0.5%増）となりました。

特にゴルフ以外のクライアントからの広告受注が堅調に推移し、売上高は前年を上回りました。また、当ビジネスでは、オリジナルコンテンツを充実させ、モバイル端末対応を強化する等の媒体価値を高めるための取組みに加え、国内女子プロゴルフ人気、全英オープン、米国ツアーでの松山英樹選手の活躍や国内ツアーでの石川遼選手の活躍等も後押しし、ニュースコンテンツへのアクセス回数を大きく伸ばすことができ、当社グループ全体のビジター数増加に貢献しました。

なお、当連結会計年度におきましては、前期末配当より3円増配し、1株当たり5円50銭の期末配当を実施する予定であります。

次期の配当につきましては、当期以上に業績や財務体質の改善を進め、期末配当として1株当たり普通配当6円を予定しております。

主要事業部門	売上高
リテールビジネス	12,449百万円
ゴルフ場ビジネス	4,715百万円
メディアビジネス	812百万円

② 重要な設備投資の状況

当連結会計年度においては、主にゴルフ用品の中古買取、販売を行う「ゴルフガレージ」の店舗を新たに1店舗開設すると同時に、ゴルフレッスンサービスを行う「GolfTEC by GDO」のレッススタジオについても、新たに1店舗開設した結果、当該事業に対する設備投資の金額は48百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、平成27年8月25日付のオーバーアロットメントによる株式の売出しに関連したS M B C日興証券株式会社への第三者割当による新株式の発行及び平成27年9月4日付の自己株式の処分等により総額2,386百万円の資金調達を実施しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分、新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (平成24年12月期)	第 15 期 (平成25年12月期)	第 16 期 (平成26年12月期)	第 17 期 当連結会計年度 (平成27年12月期)
売 上 高 (百万円)	12,884	14,039	16,030	18,046
経 常 利 益 (百万円) (△は損失)	△168	289	437	816
当 期 純 利 益 (百万円) (△は純損失)	△65	51	180	430
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (△は純損失)	△446円67銭	3円50銭	12円16銭	26円80銭
総 資 産 (百万円)	6,976	6,706	6,936	9,174
純 資 産 (百万円)	1,862	1,965	2,110	4,882
1 株 当 た り 純 資 産 額	12,636円86銭	132円17銭	141円15銭	274円97銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 平成25年7月1日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。1株当たり当期純利益は、当該株式分割が第15期の期首に行われたものと仮定して算出しております。
なお、過年度に当該株式分割が行われたと仮定して遡及修正を行った場合の1株当たりの指標は以下のとおりです。

	第 14 期 (平成24年12月期)
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (△は純損失)	△4円47銭
1 株 当 た り 純 資 産 額	126円37銭

3. 当社は平成25年12月期においては連結決算を行っていなかったため、平成25年12月期については単体計算書類における数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (平成24年12月期)	第 15 期 (平成25年12月期)	第 16 期 (平成26年12月期)	第 17 期 当事業年度 (平成27年12月期)
売 上 高 (百万円)	12,863	14,039	15,863	17,633
経 常 利 益 (△ は 損 失) (百万円)	△179	289	428	864
当 期 純 利 益 (△ は 純 損 失) (百万円)	△86	51	180	487
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (△ は 純 損 失)	△584円43銭	3円50銭	12円17銭	30円39銭
総 資 産 (百万円)	7,006	6,706	6,856	9,098
純 資 産 (百万円)	1,891	1,965	2,165	4,995
1 株 当 たり 純 資 産 額	12,835円87銭	132円17銭	144円86銭	281円33銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 平成25年7月1日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。1株当たり当期純利益は、当該株式分割が第15期の期首に行われたものと仮定して算出しております。なお、過年度に当該株式分割が行われたと仮定して遡及修正を行った場合の1株当たりの指標は以下のとおりです。

	第 14 期 (平成24年12月期)
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (△は純損失)	△5円84銭
1 株 当 たり 純 資 産 額	128円36銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社インサイト	9,000千円	100%	ソフトウェアの開発・販売 システム保守
株式会社GDOゴルフテック	9,000千円	100%	ゴルフレッスンサービス事業

③ 重要な関連会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境・市場環境は多様化が進み、同業種・異業種を含めた競争は、さらに激化するものと予測されております。このような環境下、当連結会計年度においては、集客力の最大化を図るとともに、経費構造の改善や経営資源の最適配分等を実現することで収益力の改善に注力した結果、一定の効果が確認されております。次年度以降も引き続き、安定的かつ持続的な成長の実現を目指して、次の各項目を主な課題として取り組んでまいります。

① 収益力の改善

実行した各種施策が奏功し、当連結会計年度は四期連続となる増収増益を達成しております。次年度におきましては、引き続き収益性の高いビジネスへ経営資源を集中させるとともに、新規事業の検討・開拓等を行うことで、更なる収益力の改善を進めてまいります。

② 財務体質の改善

事業の成長・拡大や各種取組み等を実行するには、盤石な財務基盤を構築する必要があります。当連結会計年度は、第三者割当による新株式の発行及び自己株式の処分による資金調達を行い有利子負債の返済を実施し、財務体質の改善を進めました。今後も、収益力の改善とともに投資効率の最大化を図る等キャッシュ・フローの増大に努めることで、更なる財務体質の改善を図ってまいります。

③ マーケティング戦略の強化

当社グループの事業拡大を進めるためには、マーケティング戦略の強化が不可欠であります。当連結会計年度は、事業の根幹を成す「GDOクラブ会員」の会員数が277万人(平成27年12月末時点)を超え、会員との関係強化に重点を置いてまいりました。次年度以降も、引き続き新規会員の獲得を図りながら、既存会員との関係を強化することに重点を置いてまいります。また、日々進化するマーケティングソリューションを効果的かつ迅速に展開するためにも、事業セグメントを超えた横断的な連携の強化に集中してまいります。

④ 各種情報端末への適応

当社グループの提供するサービスを多くのお客様に利用していただくためには、スマートフォンをはじめとしたモバイル端末、その他今後の技術革新により登場する各種情報端末に対して、迅速にサービスを適応させることが重要となります。多様化が進むユーザー動向に素早く対応し、高品質なサービスを提供し続けることで、集客力の最大化に努めてまいります。

⑤ システムの安定稼働

当社グループにとって、ビジネスの基盤であるシステムの安定稼働は今後も重要な課題であります。コンピュータウイルスなどの侵入、近年高度化・複雑化する情報改ざんや不正侵入などの不正アクセスに対して、適切なセキュリティ対策を講じることで高度な情報システム環境の維持・運用を行ってまいります。

⑥ ステークホルダーとの関係強化

当社グループは、株主の皆様のみならず、お取引先企業、お客様及び社員との間に生まれる信頼と共栄の関係を継続させることが、長期的に株主価値の最大化を実現するものと考えております。制度開示における重要事実公開手順を踏まえたうえで、業績結果、財務内容、将来ビジョンや経営戦略などについて、ステークホルダーに対し迅速かつ的確に情報発信してまいります。また、CSR活動を通じてステークホルダーの信頼と満足を得る企業価値の向上を図ってまいります。

⑦ 個人情報の保護管理強化

当社グループの事業は、「GDOクラブ会員」の様々な活動により支えられており、会員の個人情報の保護管理において大きな責務を負っています。個人情報保護法を遵守すべく定めた、情報セキュリティ基本方針及び個人情報保護方針に基づき、あらゆる管理体制強化を図ってまいります。当社グループが保有する情報資産をあらゆる脅威から保護し、適切な安全管理を実現するために構築した、情報セキュリティマネジメントシステムを最大限活かし、情報資産を安全かつ適正に管理・運用してまいります。

(5) 企業集団の主要な事業内容 (平成27年12月31日現在)

事業内容	主要なサービス
リテールビジネス	ゴルフ用品(新品・中古) ネット販売サービス 中古ゴルフ用品買取販売サービス ゴルフレッスンサービス 等
ゴルフ場ビジネス	ゴルフ場予約サービス ゴルフ場向けASPサービス ゴルフ場向けソフトウェアの開発・販売 等
メディアビジネス	広告・マーケティングソリューションサービス ゴルフコンテンツ配信サービス モバイルサービス 等

(6) 企業集団の主要な営業所 (平成27年12月31日現在)

① 当社の主要な営業所

本 社	東京都港区
大 阪 支 社	大阪府大阪市淀川区
名 古 屋 支 社	愛知県名古屋市中区
福 岡 支 社	福岡県福岡市博多区
松 山 事 務 所	愛媛県松山市
物 流 セ ン タ ー	千葉県習志野市
ゴルフガレージ直営店舗	東京都 3店舗、神奈川県 3店舗

(注) ゴルフガレージ直営店舗は、9月に多摩店を開設し、東京都で1店舗増加しております。

② 株式会社インサイトの主要な営業所

本 社	東京都港区
熊 本 事 務 所	熊本県熊本市

③ 株式会社GDOゴルフテックの主要な営業所

本 社	東京都港区
GolfTEC by GDO直営店舗	東京都 5店舗

(注) GolfTEC by GDO直営店舗は、7月に池袋店を開設し、1店舗増加しております。

(7) 使用人の状況 (平成27年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
リテールビジネス	72名 (104名)	12名増 (6名増)
ゴルフ場ビジネス	104名 (21名)	20名増 (2名増)
メディアビジネス	38名 (3名)	1名減 (1名減)
その他	9名 (-)	1名増 (-)
全社 (共通)	75名 (23名)	23名減 (5名増)
合計	298名 (151名)	9名増 (12名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、派遣社員、契約社員、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
268名 (122名)	1名減 (7名減)	37.8歳	6.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、派遣社員、契約社員、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成27年12月31日現在)

借入先	借入額
(株)みずほ銀行	250百万円
(株)三井住友銀行	250百万円
(株)三菱東京UFJ銀行	250百万円
(株)りそな銀行	50百万円
(株)新生銀行	50百万円
日本生命保険(相)	50百万円
三井住友信託銀行(株)	50百万円
(株)横浜銀行	50百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社株式は、平成27年5月1日に東京証券取引所マザーズ市場から同証券取引所市場第二部へ、平成27年9月7日に東京証券取引所市場第二部から同証券取引所市場第一部へ市場変更いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 59,164,000株
- ② 発行済株式の総数 17,746,600株
- ③ 株主数 7,458名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(株)ゴルフダイジェスト社	3,250,000株	18.3%
石坂信也	3,248,600株	18.3%
木村玄一	1,250,000株	7.0%
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	970,900株	5.4%
木村正浩	900,000株	5.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口）	878,300株	4.9%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	517,294株	2.9%
大日本印刷(株)	276,000株	1.5%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C NON TREATY	182,900株	1.0%
資産管理サービス信託銀行(株)（証券投資信託口）	167,000株	0.9%

(注) 持株比率は自己株式（43株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年12月31日現在）

発行決議日	平成25年5月10日	
新株予約権の数	3,726個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 372,600株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 247円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 20,300円 (1株当たり 203円)	
権利行使期間	平成26年2月14日から平成29年2月13日まで	
行使の条件	(注1)	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	・新株予約権の数 : 3,726個 ・目的となる株式数 : 372,600株 ・保有者数 : 3名(注2)
	社外取締役	・新株予約権の数 : 一個 ・目的となる株式数 : 一株 ・保有者数 : 一名
	監査役	・新株予約権の数 : 一個 ・目的となる株式数 : 一株 ・保有者数 : 一名

(注) 1. 新株予約権者は、平成25年12月期、平成26年12月期、及び平成27年12月期の監査済みの当社財務諸表（連結財務諸表を作成している場合は連結財務諸表）において、損益計算書上の営業利益及び貸借対照表上の長期借入金が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として、当該各号に掲げる期間にのみ、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき勘定科目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ① 平成25年12月期の営業利益が2億円以上、かつ長期借入金が374百万円以下の場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の1/3を、平成26年2月14日から平成27年2月13日までの期間に、行使することができる。
- ② 平成26年12月期の営業利益が5億円以上、かつ長期借入金がゼロの場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の1/3を、平成27年2月14日から平成28年2月13日までの期間に、行使することができる。
- ③ 平成27年12月期の営業利益が8億円以上、かつ長期借入金がゼロの場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の1/3を、平成28年2月14日から平成29年2月13日までの期間に、行使することができる。

2. 上記のうち、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権に関する重要事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 坂 信 也	当社 最高経営責任者 (株)GDOゴルフテック 代表取締役社長 (株)インサイト 取締役
取 締 役	伊 藤 修 武	当社 ゴルフ場ビジネスユニット長 (株)GDOゴルフテック 取締役
取 締 役	吉 川 雄 大	当社 お客様体験デザイン本部長
取 締 役	木 村 玄 一	(株)ゴルフダイジェスト社 代表取締役社長 (株)モーターマガジン社 代表取締役社長 木村総業(株) 代表取締役社長 東名観光開発(株) 代表取締役社長
取 締 役	木 村 正 浩	(株)ゴルフダイジェスト社 専務取締役 東名観光開発(株) 取締役
取 締 役	本 田 隆 男	
取 締 役	橋 岡 宏 成	弁護士 (株)ユナイテッドアローズ 社外監査役 トレンダーズ(株) 社外監査役 (株)エー・ピーカンパニー 社外監査役 (株)アイフリークホールディングス 社外監査役
常 勤 監 査 役	國 保 雅 昭	
監 査 役	村 西 重 孝	
監 査 役	上 住 敬 一	公認会計士 ビズアドバイザーズ(株) 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役4名 木村玄一、木村正浩、本田隆男、橋岡宏成の各氏は社外取締役であります。
2. 監査役3名 國保雅昭、村西重孝、上住敬一の各氏は社外監査役であります。
3. 監査役 上住敬一氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、橋岡宏成氏と上住敬一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	7名	102,492千円
監 査 役	3名	9,120千円
合 計 (うち社外取締役及び社外監査役)	10名 (7名)	111,612千円 (13,920千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成20年3月26日開催の第9回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成20年3月26日開催の第9回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
4. 2. の取締役（社外取締役を除く。）の報酬限度額とは別枠として、平成20年3月26日開催の第9回定時株主総会において、ストックオプションとして取締役（社外取締役を除く。）に対して発行する新株予約権に関する報酬額として、年額50,000千円を上限として決議いただいております。

③ 社外取締役に関する事項

	他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係	当該事業年度における主な活動状況 (ア)取締役会への出席状況及び発言状況 (イ)同氏の意見により変更された事業方針	責任限定契約の内容の概要	当社子会社から当該事業年度に役員として受けた報酬の額
木村玄一	(株)ゴルフダイジェスト社、東名観光開発(株)、(株)モーターマガジン社、木村総業(株)の代表取締役社長です。(株)ゴルフダイジェスト社と当社との間に営業取引関係及び資本関係があります。東名観光開発(株)と当社との間に営業取引関係があります。(株)モーターマガジン社、木村総業(株)と当社との間に特別な関係はありません。	(ア)12回開催全てに出席し、主に当社の属するゴルフ業界に関する深い造詣から、当社事業推進における施策に対し、様々な助言、意見を行っております。 (イ)該当事項はありません。	当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。	該当事項はありません。
木村正浩	(株)ゴルフダイジェスト社の専務取締役です。東名観光開発(株)の取締役です。(株)ゴルフダイジェスト社と当社との間に営業取引関係及び資本関係があります。東名観光開発(株)と当社との間に営業取引関係があります。	(ア)12回開催中11回に出席し、主に当社の属するゴルフ業界に関する深い造詣から、当社事業推進における施策に対し、様々な助言、意見を行っております。 (イ)該当事項はありません。	当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。	該当事項はありません。
本田隆男	該当事項はありません。	(ア)12回開催中11回に出席し、資本政策や事業計画等の当社経営施策の根幹を成す重要事案につき、有識者として様々な見解や助言を行っております。 (イ)該当事項はありません。	当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。	該当事項はありません。
橋岡宏成	(株)ユナイテッドアローズ、トレンドーズ(株)、(株)エー・ピーカンパニー、(株)アイフリークホールディングスの社外監査役です。兼職先と当社との間に特別な関係はありません。	(ア)12回開催中11回に出席し、当社経営施策における法的見解・意見や当社従業員の業務遂行において、企業法務的見地から様々な助言を行っております。 (イ)該当事項はありません。	当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。	該当事項はありません。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が13回ありました。

④ 社外監査役に関する事項

	他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係	当該事業年度における主な活動状況 (ア)取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況 (イ)同氏の意見により変更された事業方針	責任限定契約の内容の概要	当社子会社から当該事業年度に役員として受けた報酬の額
國保雅昭	該当事項はありません。	(ア)取締役会12回全て、監査役会12回全てに出席し、同氏の大手金融機関での豊富な経験と幅広い見識を活かし監査体制の強化を図っております。 (イ)該当事項はありません。	当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。	該当事項はありません。
村西重孝	該当事項はありません。	(ア)取締役会12回全て、監査役会12回全てに出席し、同氏の職務経歴において培われてきた、主計部門に関する深い造詣と高い知識を活かし監査体制の強化を図っております。 (イ)該当事項はありません。	当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。	該当事項はありません。
上住敬一	ビズアドバイザーズ(株)の代表取締役社長です。ビズアドバイザーズ(株)と当社との間に特別な関係はありません。	(ア)取締役会12回全て、監査役会12回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行い、監査体制の強化を図っております。 (イ)該当事項はありません。	当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。	該当事項はありません。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が13回ありました。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,800千円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務であるコンフォートレター作成業務等について対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

1. 処分対象

新日本有限責任監査法人

2. 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日まで3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

3. 処分理由

- ・社員の過失による虚偽証明
- ・監査法人の運営が著しく不当

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、社外監査役3名で構成する監査役会を設置し、取締役の職務執行の厳正な監視を行っています。加えて、意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を任命し、また会計監査人による厳正な会計監査が実施されております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の文書管理規程及び情報セキュリティ基本規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録・保存し、取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧することが可能となっております。

なお、文書管理規程の改廃は経営会議の決議、情報セキュリティ基本規程の改廃は取締役会の決議をもって行われております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社ならびに子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という）は、環境・災害・品質・売買管理等に係るリスクに対し、各部署において、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアル作成・配布等を行っています。さらに個人情報及び情報セキュリティならびに当社グループ全体のリスクマネジメントを推進するリスク統括部門を設置しています。リスク統括部門は、予め想定されるリスクを分類し、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を確保し、各部署の日常的なリスク管理体制の運用と状況を監視しています。また、定例会議を毎月開催し、当社グループ全体のリスクに関する情報の共有及び各種対応の報告等を実施しています。

なお、有事の際は危機管理規程及び関連マニュアルに基づき「緊急対策室」が設置され、危機管理を統括しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営方針、その他の経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督しております。

また、取締役会の経営監視機能の客観性、中立性を高めるため、社外取締役を選任しております。

取締役会規程に基づき、定時取締役会を月1回、または必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。取締役会には監査役も出席し、業務の執行状況について、法令及び定款に違反していないかどうかのチェックを行うとともに、必要に応じて意見を述べております。

当社グループの業務の運営・執行については、経営計画、年度予算の立案、全社的な目標の明確な設定、各部署への目標付与を行い、その達成に向けた具体策を立案・実行しております。

また、取締役会の機能をより強化し、経営効率化を促進すべく、取締役会の意思決定機能を補佐する役割を担う経営会議を設けております。経営会議は常勤取締役及び最高財務責任者にて構成され、取締役会が決定した基本方針に基づき、重要な業務の執行及び計画の決議を行っています。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループのコンプライアンス体制に関する各種規程は、全役職員が法令及び定款ならびに社会規範を遵守した行動をとるための行動規範であります。

リスク統括部門は、当社グループのコンプライアンスへの取り組みを統括するとともに、企業取引審査及び業務委託先管理等、当社グループの使用人への教育・啓発活動を継続的に企画・実行しています。また内部監査部門は定期的に内部監査を実施し、代表取締役へ監査報告を行うとともに、必要に応じ改善措置を勧告しております。

当社グループの役職員が法令違反及び不正行為等のコンプライアンス違反の発生またはそのおそれのある状況を知った場合に、社内及び外部機関に直接通報することができる内部通報制度を設置しております。内部通報時には、通報者の匿名性及び通報内容の機密性に十分な配慮を行い、当社グループは通報者に対し不利益な取扱いを行っておりません。

⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、企業集団における業務の適正を確保するために、企業の方針・戦略・管理・運営を行う体制とリスク管理を行う体制を構築しております。

リスク統括部門は、当社グループ全体のリスクを洗い出し、リスク対策の検討を実施、リスク対応体制の構築と運営、コンプライアンス・プログラムの進捗管理等を実施しています。また、当社グループの役職員に対して、その役職・業務内容に応じて必要な研修を計画及び実施しています。

当社グループの子会社には当社の役職員を役員として派遣するとともに、重要な事項に關しては子会社から当社への報告を行う体制を構築しております。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を監査役スタッフとして置くこととしています。監査役スタッフは、監査役より監査業務補助に必要な命令を受けた場合、客観性担保のため、その命令に関し、取締役の指揮命令を受けません。また、監査役スタッフの人事異動、評価、懲戒処分等については、監査役の意見を尊重し対処いたします。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況及び子会社の業務執行状況を監査役に対し随時報告しております。

また、当社グループの役職員は、以下に定める事項につき、発見次第速やかに監査役に対し報告を行っております。なお、当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行っておりません。

- イ. 会社に著しい損害が発生するおそれがある事項
- ロ. 重大な法令及び定款違反に係る事項
- ハ. リスク管理に係る重要な事項
- ニ. 当社グループから報告を受けた重要な事項
- ホ. その他経営上重要と判断される事項

- ⑨ その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、会計監査人、内部監査部門等より定期的に報告を受け、意見交換会を実施しております。また、必要に応じ、取締役及び使用人に対しヒアリング等を行っております。

監査役会は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、独自の判断において弁護士・公認会計士等の外部機関を活用し、監査業務に関する助言等を受けることができます。

監査役が職務の執行に必要な費用について請求した場合、当社は、当該請求に係る費用または債務が監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを支払っています。

連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,238,005	流 動 負 債	4,214,834
現金及び預金	2,841,062	買掛金	1,562,200
売掛金	1,944,129	短期借入金	1,000,000
商品	2,025,242	リース債務	6,226
仕掛品	1,189	未払金	567,233
貯蔵品	16,587	未払法人税等	232,788
繰延税金資産	116,284	賞与引当金	83,072
その他	296,308	ポイント引当金	187,614
貸倒引当金	△2,798	株主優待引当金	14,076
固 定 資 産	1,936,372	その他	561,622
有形固定資産	247,587	固 定 負 債	77,252
建物	185,867	リース債務	7,873
リース資産	12,351	役員退職慰労引当金	53,746
その他	49,369	資産除去債務	12,466
無形固定資産	981,958	その他	3,166
ソフトウェア	804,339	負 債 合 計	4,292,087
その他	177,618	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	706,826	株 主 資 本	4,882,013
投資有価証券	82,602	資本金	1,404,770
長期貸付金	376	資本剰余金	2,392,922
繰延税金資産	29,006	利益剰余金	1,084,329
敷金及び保証金	520,657	自己株式	△9
その他	78,931	その他の包括利益累計額	△2,276
貸倒引当金	△4,747	その他有価証券評価差額金	△2,276
		新株予約権	2,554
		純 資 産 合 計	4,882,290
資 産 合 計	9,174,378	負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,174,378

連結損益計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		18,046,754
売上原価		10,674,526
売上総利益		7,372,227
販売費及び一般管理費		6,543,974
営業利益		828,253
営業外収益		
受取利息	321	
受取配当金	1,511	
不動産賃貸料	13,445	
その他	4,856	20,136
営業外費用		
支払利息	7,315	
上場関連費用	22,767	
その他	2,085	32,167
経常利益		816,221
特別利益		
新株予約権戻入益	1,465	1,465
特別損失		
減損損失	42,144	
固定資産除却損	2,582	
その他	4,661	49,388
税金等調整前当期純利益		768,298
法人税、住民税及び事業税	261,413	
法人税等調整額	76,589	338,003
少数株主損益調整前当期純利益		430,294
当期純利益		430,294

連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計
平成27年1月1日 首残高	833,491	800,731	691,318	△222,935	2,102,605	2,397	2,397
連結会計年度中の変動額							
新株の発行	571,279	571,279			1,142,559		
剰余金の配当			△37,283		△37,283		
当期純利益			430,294		430,294		
自己株式の取得				△33	△33		
自己株式の処分		1,020,911		222,958	1,243,870		
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						△4,674	△4,674
連結会計年度中の変動額合計	571,279	1,592,191	393,011	222,925	2,779,407	△4,674	△4,674
平成27年12月31日 期末残高	1,404,770	2,392,922	1,084,329	△9	4,882,013	△2,276	△2,276

	新株予約権	純資産合計
平成27年1月1日 首残高	5,054	2,110,057
連結会計年度中の変動額		
新株の発行		1,142,559
剰余金の配当		△37,283
当期純利益		430,294
自己株式の取得		△33
自己株式の処分		1,243,870
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△2,500	△7,174
連結会計年度中の変動額合計	△2,500	2,772,233
平成27年12月31日 期末残高	2,554	4,882,290

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,295,968	流 動 負 債	4,031,865
現金及び預金	2,804,352	買掛金	1,561,306
売掛金	1,917,248	短期借入金	1,000,000
商成品	2,025,029	リース債務	6,226
仕掛品	1,247	未払金	568,960
貯蔵品	16,111	未払費用	56,489
前払費用	94,793	未払法人税等	228,242
繰延税金資産	115,947	未払消費税等	108,922
その他の資産	324,036	前受金	176,470
貸倒引当金	△2,798	預り金	43,452
固 定 資 産	1,802,221	賞与引当金	80,000
有 形 固 定 資 産	137,606	ポイント引当金	187,614
建物	55,690	株主優待引当金	14,076
建物附属設備	46,556	その他の	103
工具、器具及び備品	23,007	固 定 負 債	71,186
リース資産	12,351	リース債務	7,873
無 形 固 定 資 産	976,530	役員退職慰労引当金	53,746
借地権	100,000	資産除去債務	6,400
商標権	1,471	その他の	3,166
ソフトウェア	791,008	負 債 合 計	4,103,052
その他の	84,049	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	688,084	株主資本	4,994,860
投資有価証券	82,602	資本金	1,404,770
関係会社株式	106,513	資本剰余金	2,392,922
長期貸付金	376	資本準備金	1,365,889
長期前払費用	43,896	その他資本剰余金	1,027,033
破産更生債権等	4,747	利 益 剰 余 金	1,197,176
繰延税金資産	22,533	その他利益剰余金	1,197,176
その他の	432,163	繰越利益剰余金	1,197,176
貸倒引当金	△4,747	自 己 株 式	△9
		評価・換算差額等	△2,276
		その他有価証券評価差額金	△2,276
		新株予約権	2,554
資 産 合 計	9,098,190	純 資 産 合 計	4,995,137
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,098,190

損 益 計 算 書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	17,633,880
売上原価	10,530,901
売上総利益	7,102,979
販売費及び一般管理費	6,236,185
営業利益	866,793
営業外収益	
受取利息	1,415
受取配当金	1,511
経営指導料	8,400
不動産賃貸料	13,445
その他	4,879
営業外費用	
支払利息	7,315
株式公開費用	22,767
その他	2,081
経常利益	864,281
特別利益	
新株予約権戻入益	1,465
特別損失	
減損損失	42,144
その他	6,306
税引前当期純利益	817,295
法人税、住民税及び事業税	252,367
法人税等調整額	77,088
当期純利益	487,839

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
平成27年1月1日期首残高	833,491	794,610	6,121	800,731	746,620	△222,935	2,157,906
事業年度中の変動額							
新株の発行	571,279	571,279		571,279			1,142,559
剰余金の配当					△37,283		△37,283
当期純利益					487,839		487,839
自己株式の取得						△33	△33
自己株式の処分			1,020,911	1,020,911		222,958	1,243,870
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	571,279	571,279	1,020,911	1,592,191	450,556	222,925	2,836,953
平成27年12月31日期末残高	1,404,770	1,365,889	1,027,033	2,392,922	1,197,176	△9	4,994,860

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成27年1月1日期首残高	2,397	2,397	5,054	2,165,358
事業年度中の変動額				
新株の発行				1,142,559
剰余金の配当				△37,283
当期純利益				487,839
自己株式の取得				△33
自己株式の処分				1,243,870
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△4,674	△4,674	△2,500	△7,174
事業年度中の変動額合計	△4,674	△4,674	△2,500	2,829,778
平成27年12月31日期末残高	△2,276	△2,276	2,554	4,995,137

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月12日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 憲一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐久間 佳之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月12日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 憲一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐久間 佳之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査役会 監査報告

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の結果、監査役全員の一一致した意見として、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月15日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
監査役会

常勤監査役 國 保 雅 昭 ㊟
監査役 村 西 重 孝 ㊟
監査役 上 住 敬 一 ㊟

(注)監査役國保雅昭、村西重孝及び上住敬一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第17期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、97,606,063円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年3月31日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案理由

- (1) 事業運営基盤の強化に向け、平成28年12月を目処に本社機能を東京都港区から東京都品川区に移転するため、現行定款第3条に定める本店の所在地を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間で責任限定契約を締結することを可能とするために一部変更を行うものであります。
なお、取締役の責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第2条 (省略) (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。 第4条～第29条 (省略) (取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定し、法令が定める金額の合計額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。	第1条～第2条 (現行どおり) (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。 第4条～第29条 (現行どおり) (取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役または支配人その他の使用人である者を除く。)</u> との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定し、法令が定める金額の合計額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第31条～第37条 (省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 (省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定し、法令が定める金額の合計額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第39条～第42条 (省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第31条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定し、法令が定める金額の合計額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第39条～第42条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>第3条の変更は、平成28年12月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有株式数
1	いしざかのぶや 石坂 信也 (昭和41年12月10日生)	平成2年4月 三菱商事(株)入社 平成11年6月 米国ハーバード大学MBA修了 平成12年5月 (株)ゴルフダイジェスト・オンライン設立 代表取締役社長 最高経営責任者 (現任) 平成24年6月 (株)インサイト 代表取締役社長 平成26年9月 (株)GDOゴルフテック 代表取締役社長 (現任) 平成27年4月 (株)インサイト 取締役 (現任)	3,248,600株
2	いとうおさむ 伊藤 修武 (昭和40年7月13日生)	昭和63年4月 (株)リクルート(現:(株)リクルートホールディングス)入社 平成21年7月 当社入社 当社 ゴルフメディア本部長 平成22年1月 当社 執行役員 当社 メディアビジネスユニット長 平成24年1月 当社 人事企画室長 平成25年3月 当社 取締役 (現任) 平成25年7月 当社 ゴルフ場ビジネスユニット長 (現任) 平成26年9月 (株)GDOゴルフテック 取締役 (現任)	76,700株
3	よしかわたけひろ 吉川 雄大 (昭和46年5月9日生)	平成7年4月 富士火災海上保険(株)入社 平成15年4月 当社入社 ゴルフ場サービス本部 平成19年3月 当社 ゴルフ場サービス本部長 平成22年1月 当社 執行役員 当社 ゴルフ場ビジネスユニット長 平成25年7月 当社 お客様体験デザイン本部長 (現任) 平成26年3月 当社 取締役(現任)	17,700株
4	きむらげんいち 木村 玄一 (昭和37年12月25日生)	昭和61年4月 大日本印刷(株)入社 平成7年11月 (株)モーターマガジン社 代表取締役社長 (現任) 平成9年11月 (株)ゴルフダイジェスト社 代表取締役社長 (現任) 平成10年2月 木村総業(株) 代表取締役社長 (現任) 平成12年5月 当社 取締役 (現任) 平成14年2月 東名観光開発(株) 代表取締役社長 (現任)	1,250,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有株式数
5	木村正浩 (昭和41年5月23日生)	平成元年4月 大昭和製紙(株)(現:日本製紙(株))入社 平成4年11月 (株)ゴルフダイジェスト社 常務取締役 平成7年2月 東名観光開発(株) 取締役(現任) 平成12年5月 当社 取締役 平成16年9月 当社 取締役(現任) 平成27年11月 (株)ゴルフダイジェスト社 専務取締役(現任)	900,000株
6	本田隆男 (昭和8年1月1日生)	昭和32年9月 日綿實業(株)(現:双日(株))入社 昭和47年7月 ソニー(株)入社 昭和60年4月 ジョンソン(株)入社 昭和61年2月 同社 代表取締役社長 平成12年6月 (株)ちふれ化粧品 社外取締役 平成15年9月 当社 監査役 平成16年9月 当社 取締役(現任)	一株
7	橋岡宏成 (昭和42年1月23日生)	平成3年4月 (株)住友銀行(現:(株)三井住友銀行) 入行 平成10年4月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 平成16年9月 当社 取締役(現任) 平成19年6月 (株)ユナイテッドアローズ 社外監査役(現任) 平成23年6月 トレンダーズ(株) 社外監査役(現任) 平成23年6月 (株)イー・ピーカンパニー 社外監査役(現任) 平成26年6月 (株)アイフリークホールディングス 社外監査役(現任)	一株
※ 8	岩澤俊典 (昭和41年6月19日生)	平成2年4月 伊藤忠商事(株)入社 平成8年1月 プライスウォーターハウスコンサルタント(株)入社 平成9年7月 デロイトトーマツコンサルティング(株)(現アビームコンサルティング(株))入社 平成17年8月 ABeam Consulting (USA) Ltd. Managing Director 平成19年10月 アビームコンサルティング(株) 執行役員マネージング・ダイレクター(日本代表) 平成20年2月 同社 代表取締役マネージング・ダイレクター 平成21年4月 同社 代表取締役社長(現任)	一株

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 取締役候補者 木村玄一氏及び木村正浩氏は、それぞれ当社の関係会社である株式会社ゴルフダイジェスト社の代表取締役社長、専務取締役であり、当社との間に営業取引関係及び資本関係がありません。

3. 取締役候補者 木村玄一氏及び木村正浩氏は、それぞれ東名観光開発株式会社の代表取締役社長、取締役であり、当社との間に営業取引関係があります。
4. 取締役候補者 岩澤俊典氏は、アビームコンサルティング株式会社の代表取締役社長であり、当社との間に営業取引関係があります。その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 木村玄一氏、木村正浩氏、本田隆男氏、橋岡宏成氏及び岩澤俊典氏は、社外取締役候補者であります。
6. 社外取締役候補者に関する記載事項

① 社外取締役候補者の選任理由

- ・木村玄一氏及び木村正浩氏は、ゴルフ業界に関する深い造詣から、当事業推進における施策に対し、様々な助言、意見を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって、木村玄一氏は15年10カ月、木村正浩氏は11年6カ月となります。
- ・本田隆男氏は、経営者としての高い見識を持つ社外取締役候補者であり、資本政策や事業計画等の当社経営施策の根幹を成す重要事案につき、有識者として様々な見解や助言を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。当社の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって11年6カ月となります。
- ・橋岡宏成氏は、弁護士として培われた企業法務の幅広い知識・経験を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。法律の専門家として当社の経営全般に対して提言いただくことにより、当社のコーポレートガバナンス強化が期待できるため、社外取締役候補者となりました。当社の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって11年6カ月となります。
- ・岩澤俊典氏は、グローバルに事業展開するIT関連企業経営者としての企業経営に関する豊富な経験・実績と高い見識を有しており、当社の資本政策、IT関連施策及び事業計画等の経営施策の根幹を成す重要事案につき、有識者として様々な見解や助言を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

② 社外取締役との責任限定契約について

当社は、「会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定し、法令が定める金額の合計額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。」旨を定款に定め、木村玄一氏、木村正浩氏、本田隆男氏及び橋岡宏成氏の各氏と当社との間で上記定款に基づき、責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、岩澤俊典氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間においても同様の契約を締結する予定であります。

③ 独立役員について

当社は、本田隆男氏、橋岡宏成氏及び岩澤俊典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役國保雅昭氏は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 重要な兼職の状況	所有株式数
こくほ まさあき 國保雅昭 (昭和25年1月12日生)	昭和47年4月 (株)富士銀行 (現:(株)みずほ銀行) 入行 平成10年7月 同行 海外営業部 参事役 F. I. F オーストラリア出向 平成12年7月 同行 国際部 参事役 平成14年4月 (株)みずほコーポレート銀行 (現:(株)みずほ銀行) アセットマネジメント部付 参事役 確定拠出年金サービス (株) 出向 平成17年1月 確定拠出年金サービス(株) 取締役社長 平成23年3月 当社 監査役 (現任)	一株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 同氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者に関する記載事項

① 社外監査役候補者の選任理由

同氏の大手金融機関での豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。当社の社外監査役就任期間は本總會終結の時をもって5年となります。

② 社外監査役との責任限定契約について

当社は、「会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定し、法令が定める金額の合計額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。」旨を定款に定め、同氏と当社の間で上記定款に基づき、責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

以上